

その他の高齢者支援サービス(1)

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方などで、日常生活を送るうえで、何らかの支援を必要とする方を対象に、さまざまなサービスを実施しています。

■ 生活援助員派遣サービス

自宅で自立した生活を送ることができるよう、草取りなどの家の周りの手入れ等、一時的で軽易な生活援助サービスを行います。利用料は1時間につき80円です。

■ 食の自立支援サービス

調理や食事の確保が困難な方を対象に、昼食および夕食を定期的に提供するとともにその際に安否の確認を行います。また、介護予防の観点から、訪問介護等の利用検討・調整も併せて行います。利用料は1食につき400円です。

■ 東部地区外出支援サービス（無料）

東部地区に居住する、車いすの利用などで一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、リフト付車両により、居宅と医療機関等との間の移送サービスを行います。(福祉タクシー等の利用が優先されます。)

■ 除雪サービス（無料）

生活通路の確保のため、玄関先から道路に面した出入り口までの敷地内の通路部分の除雪を行います。

■ 寝具乾燥サービス（無料）

寝具の衛生管理が困難な方を対象に、布団の乾燥等を行います。

■ 緊急通報システムの設置（無料）

高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯などで、身体が虚弱または突発的に生命に危険な症状が発生する持病を抱えているため緊急事態に機敏に行動することが困難な方などを対象に、火災・急病その他の事故等の緊急時に消防本部へ通報できる装置を設置します。

- ・電話回線により設置できない場合があります。
- ・状況確認などの協力を行ってくれる、近隣協力員の登録が必要です。
- ・電話の基本料金および通話料は自己負担です。

■ いきいき住まいリフォーム助成

身体機能の低下した高齢者または重度の身体障がい者がいる世帯（前年の所得税が非課税）を対象に、自宅において暮らしやすい生活ができるよう住宅を改造（バリアフリー化）する場合に、その費用の一部を助成します。

- ・改造費用の2/3、上限50万円を助成します。
- ・介護保険の住宅改修費の給付額を含みます。

■ 安心ボトル（救急医療情報キット）の配付（無料）

自宅で急に具合が悪くなったときなどに、駆けつけた救急隊員などが活用するための情報を保管するためのボトルを、一人暮らしまたは一人暮らしに準じる世帯の高齢者に配付します。

■ ショートステイサービス

○ 要介護認定において「要支援」または「要介護」と認定された方で、介護している方の疾病などにより介護保険の利用限度を超える短期入所が必要な場合、または、要支援・要介護認定者以外の虚弱な高齢者で、生活習慣等の指導による体調調整が必要な場合に、一時的に短期入所生活介護の施設等に入所し必要なサービスが受けられます。

- ・利用料は1日773円です。
- ・滞在費、食費・日常生活費は実費負担です。



※ サービスなどを利用するためには要件がありますので、函館市の窓口や高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター（24ページ参照）にご相談ください。

その他の高齢者支援サービス(2)

要介護認定が必要なサービスなど

■ 家族介護用品給付事業

要介護 3 から 5 と認定された市民税非課税世帯の方を、在宅（介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設以外の施設およびおむつの持ち込み可能な病院を含む）で介護している市民税非課税世帯の方に、紙おむつ等の購入に要する経費の一部（月額5,000円を限度）に給付します。



■ 家族介護慰労事業

過去 1 年間に要介護 4 または 5 と認定され、介護サービス（年間 7 日以内の短期入所系サービスを除く）を利用せず、かつ、3 か月以上入院しなかった市民税非課税世帯の方を在宅で介護している市民税非課税世帯の方に、慰労金（10 万円）を支給します。

在宅福祉ふれあい事業のサービス

対象世帯の個別の状況に応じて、下記のサービスを提供しています。

■ 訪問安否確認サービス

協力員が訪問し、対話を通じて孤独感の解消、安否の確認、各種相談を行います。

■ 家事援助サービス

簡易な身の回りの世話などを行います。

■ 訪問理容美容サービス

寝たきりの高齢者などへ
理容師または美容師が訪問します。

- ・利用料 理容 1 回 1,500 円
- 美容 1 回 2,000 円（年 4 回まで）



■ 会食・茶話会の開催

高齢者の孤独感の解消のために、町会館での会食会などで、相談やお話をお聞きします。

函館市社会福祉協議会 函館市総合福祉センター 3 階 電話 23-2226